

平成26年6月30日

平成25年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者により行われて消費者の財産被害をもたらす事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、注意喚起、勧告等^{（注1）}を行い、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

平成25年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況は次のとおりです。

（注1）消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置（勧告等）の導入を内容とする改正消費者安全法は、平成25年4月1日から施行されています。

1 注意喚起、勧告の件数

事業者名公表の注意喚起が7件、勧告が2件となっています^{（注2）}。なお、事案の概要は別紙のとおりであり、事案の中には、注意喚起の後、他法令での処分につながった事案もあります^{（注3）}。

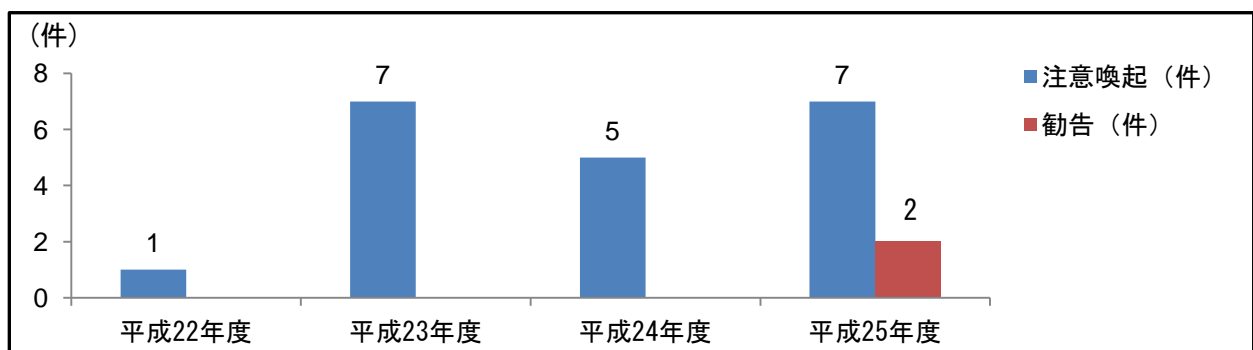
【消費者安全法（財産事案）の処理件数】

内容	注意喚起	勧告
件数	7	2

（注2）7事業者のうち、2事業者に対して不当な勧誘行為等の取りやめを内容とする勧告も行っています。

（注3）平成25年8月に注意喚起を行った「株式会社リミテッドに関する件」について、同社は同年10月に特定商取引法に基づく処分（6か月の業務停止命令）を受けています。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起、勧告の件数】



2 事案の総括

事案において取引の対象とされた商品等をみると、信託受益権、新株引受権付社債、未公開株、投資信託商品など、金融商品を装ったものが多く、また、取引における代金の扱いについてみると、本来あってはならない宅配便やレターパックを利用した現金送付が見受けられました。このような取引の勧誘等を行う事業者との取引には、決して応じぬよう注意が必要です。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

平成25年度の消費者安全法（財産事案）の事案概要

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H26. 3. 31 注意喚起	メールマガジン購読者に対して投資信託商品を勧誘する 「 Paul Green Asset Partners 」に関する件	投資信託商品	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ Paul Green Asset Partners は、メールマガジンの購読者に対して投資信託商品の販売を行っていましたが、約束どおりの分配金の支払や元本の払戻しをせず、同商品の実体はないことが判明しました（不実の告知）。 ・ 裏でつながっていることが強くうかがわれる者が、メールマガジンのポータルサイトを利用して、 Paul Green Asset Partners の投資信託商品を購入すれば高い利益が得られるなどといった情報を購読者に無料配信していました。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140331adjustments_3.pdf
H26. 2. 18 注意喚起	未公開株の販売を委託されたと偽る「株式会社なでしこグループ」に関する件	未公開株	直接受取り	<ul style="list-style-type: none"> ・ なでしこグループは、釧路ケーブルテレビから委託を受けて近く上場予定の未公開株を販売する旨を記載した資料を消費者宅に送付していましたが、釧路ケーブルテレビは、なでしこグループとは無関係であり、近く上場する予定などないことが判明しました（不実の告知）。 ・ 勧誘に際しては、なでしこグループとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話にて代理申込みの依頼をし、金融機関の担当者を名乗る者は電話にて口座を凍結したなどと欺き、最終的には立替金を自宅付近まで取りに来ていました。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140218adjustments_1_1.pdf
H25. 12. 26 注意喚起 勧告	インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する「株式会社 ELICC JAPAN」に関する件	イントロデューサー登録料	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ ELICC JAPAN は、自社事業の紹介者の募集を口コミの勧誘により行っていましたが、事業の説明は業績予測であるにもかかわらず、「事業は必ず成功する」、「紹介者になるには登録料を支払う必要があるが、ゲームが始まれば収益の一部を配当として受け取れるから、必ず利益を得ることができる」と必ず儲かるかのように消費者に告げていました（断定的判断の提供）。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_2.pdf http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_1.pdf

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H25. 12. 26 注意喚起	SIMフリー端末の通信販売を装う香港電脳問屋という名称のウェブサイトを経営する「HK Denno Trading Co. Ltd」に関する件	SIMフリー 端末	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ HK Denno Trading Co., Ltd は、他の通信販売サイトでは品薄とされている最新機種 SIM フリー端末等の在庫があるとして通信販売を行っており、消費者に商品発送前に代金を振り込ませていましたが、商品到着予定日を経過しても商品が届くことはありませんでした（不実の告知）。 ・ 取引の態様は H24. 12. 14 の注意喚起の件に酷似しており、振込先口座の名義人及びサーバの契約者が同一であると認められました。また、事業者の電話番号は不通であり、事業者へ郵便物を送付しても到達しないことなどから、販売実態がないと強く疑われます。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_3.pdf</p>
H25. 12. 13 注意喚起 H25. 12. 17 勧告	有料老人ホームの運営を装って「新株引受権付社債」を募集する「友愛ホーム株式会社」に関する件	新株引受権 付社債	レターパ ック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友愛ホームは、有料老人ホーム事業について記載した資料を消費者宅に送付し、自ら当該事業を営んでいるかのように装って社債の募集を行っていましたが、同社にかかわる拠点も老人ホーム設置の届出もなく、事業実態がないことが判明しました（不実の告知）。 ・ 勧誘に際しては、友愛ホームとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話をし、代理申込み・申込金の立替えをゆうパック等の方法による現金送付を依頼しますが、支払い後、当該業者とは連絡が取れなくなっていました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131213adjustments_2.pdf http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131218adjustments_1.pdf</p>
H25. 8. 30 注意喚起	副業を希望する消費者にウェブサイト開設を持ちかける「株式会社リミテッド」に関する件	ウェブサイ トの開設費 用、サーバ ーの拡張費 用	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)リミテッドは、求人情報誌等でメルマガ作成のアルバイトを募集し、応募した者に対して、副業あつせんとウェブサイト開設費用相当の収入がない場合の全額返金保証を取引条件に、メルマガ作成とは別にウェブサイトの開設契約を結ばせ、その後、ウェブサイトのアクセス困難を理由にサーバー拡張等の追加契約を結ばせていましたが、副業のあつせん、全額返金のいずれも応じていないことが判明しました（不実の告知）。 ・ なお、代表者は、知人を介して面識のない者の依頼により、会社を設立していました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130830adjustments_1.pdf</p>

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H25. 5. 31 注意喚起	消費者を困惑させて 代金の支払を迫る公 益法人を装った「公 益財団法人ハートラ イフクラブ」に関す る件	信託受益権	宅配便	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）ハートライフクラブ（HLC）は、公的機関等と連携してHIV予防薬の配布支援事業を行っているとし、消費者に対して「信託受益権」の購入を勧誘していましたが、HLCは公益財団法人として認定された事実がなく、所在地としている場所のほか、当該HIV予防薬、複数の団体等との協賛関係とも存在しないことが認められました（不実の告知）。 ・勧誘においては別の事業者を名乗り、消費者に代理契約をさせていましたが、契約後には独自の契約事項を示し、「刑事告訴する」などと言って代金の支払いを要求していました（威迫困惑）。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130531adjustments_1.pdf</p>

過去の消費者安全法（財産事案）の事案概要

（消費者安全法施行（平成21年9月）から平成25年3月まで）

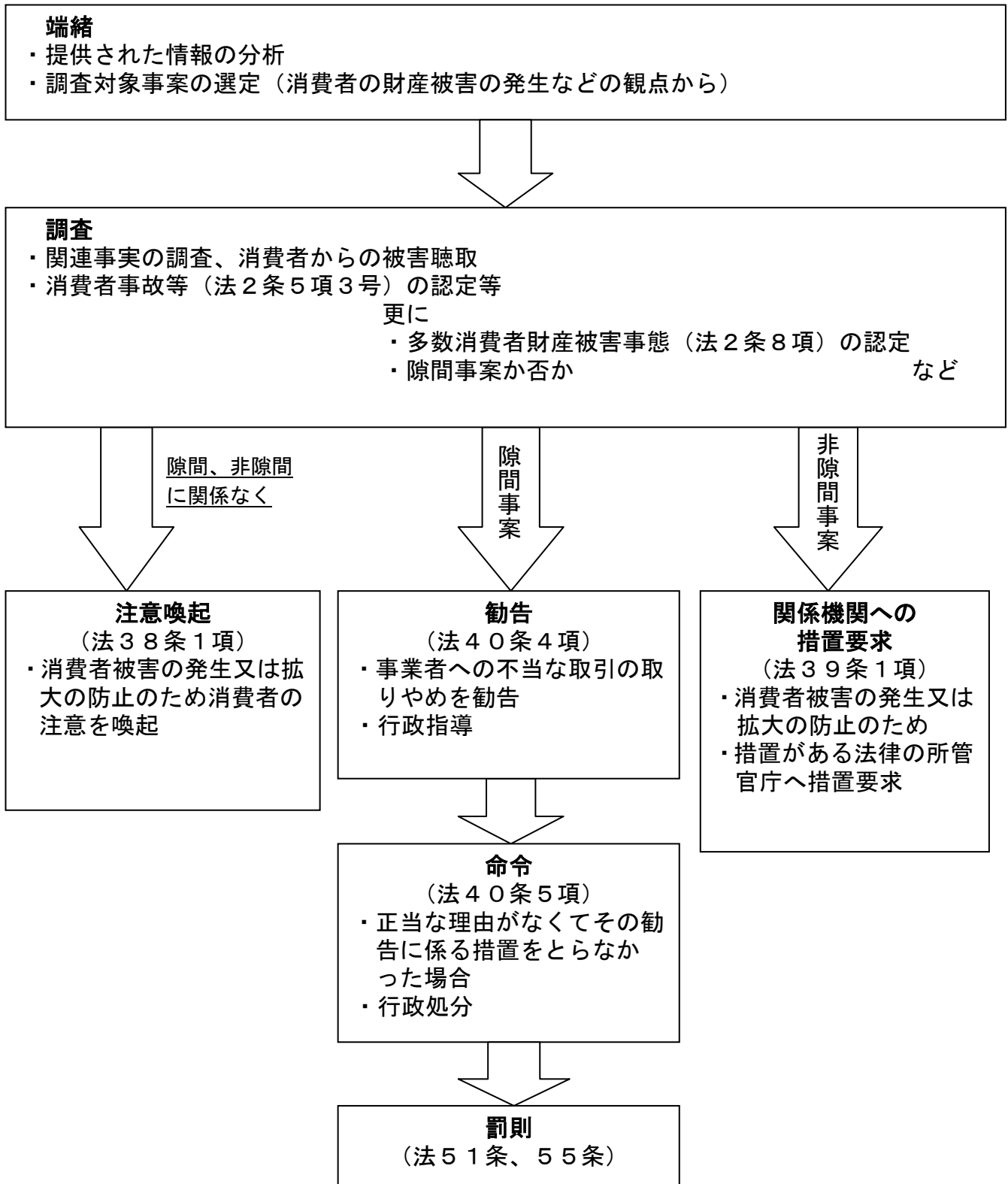
実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H25. 3. 19 注意喚起	ワールドオーシャン ファームやL & Gの 投資被害が回復でき るという勧誘等に関 する注意喚起	金地金	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)NECサルベージ(N社)は、公的機関と連携し、ワールドオーシャンファーム又はL & Gの投資被害を取り返すという勧誘資料を作成し、(株)メタルワーカー(M社)が販売する金地金の代理購入を付加した投資被害回復のための契約の仲介を行っていましたが、そのような事実はないと判明しました。 ・N社は公的機関と連携しておらず、当該契約が履行されないことを承知しながら当該契約の仲介を行っていました。また、M社の金地金の販売についても実体がありませんでした。
H24. 12. 14 注意喚起	通信販売を装った 「SIMフリースマー トフォン」の勧誘に 関する注意喚起	SIMフリー スマートフ オン	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・SKS Telecom Co., Ltd. は、ウェブサイトを利用してSIMフリースmartフォンの通信販売を行い、消費者に商品発送前に代金を振り込ませていましたが、商品到着予定日を経過しても商品が届くことはありませんでした。 ・同社のウェブサイト上に記載する所在地に郵便物は届かず、また、電話番号も不通であったことから、同社の通信販売については実態がないと強く疑われるものでした。
H24. 11. 2 注意喚起	iPS細胞作製に係る 特許権の「知的財産 分与譲渡権」勧誘に 関する注意喚起	知的財産分 与譲渡権	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)三栄は、iPS細胞の研究開発事業を行い、あたかも自社がiPS細胞作製に関する特許権を取得し、複数の製薬会社とライセンス契約を締結しているかのように資料を作成して「知的財産分与譲渡権」の勧誘を行っていましたが、同社が当該特許権を出願・取得した事実はなく、さらに、当該ライセンス契約も締結していないことが判明しました。 ・同社の資料に記載された同社の設立年月日、資本金の額及び本社所在地は、法人登記上のそれとは異なり、資料記載の本社所在地に同社に関わる拠点は存在しませんでした。

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H24. 8. 22 注意喚起	透析装置等の製造事業者を装った事業者による「信託受益権」の勧誘に関する注意喚起	信託受益権	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)ケアテックは、透析装置等の製造等が自社の事業内容であるかのような資料を作成し、消費者に対し「信託受益権」を勧誘していましたが、当該資料で示した事業内容の多くは、他の実在する透析装置等の製造事業者が作成した事項を引用したものであり、また、ケアテックと当該製造事業者との間には一切関係がないことが判明しました。 ・同社が消費者に送付した勧誘資料には、他の実在する透析装置等の製造事業者が作成し、ウェブサイト上で公開している事項が無断で多数引用されていました。
H24. 7. 13 注意喚起	中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起	天然ガス施設運用権	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・大京産業(株)は、中東に実在する天然ガス関連事業者の名称を用いて、その「日本代理店」であるとし、消費者に対し「天然ガス施設運用権」と称する商品を勧誘していましたが、同社は当該天然ガス関連事業者とは一切関係ないことが判明しました。 ・同社が消費者に送付した勧誘資料には、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構がウェブサイト上で公表している業務内容に係る事項が無断で多数引用されていました。
H24. 3. 13 注意喚起	国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘に関する注意喚起	外国通貨	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)EXパートナー、(同)SIコーポレーションは、国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」に際し、外国為替市場での水準に比べて80倍から100倍のレートを用いて両替をしていましたが、そのことについて勧誘資料等で消費者に説明していませんでした。
H24. 2. 17 注意喚起	「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する注意喚起	太陽光発電事業の合同会社加盟店	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・サンパワー(株)、(株)日進商事、フリークライアント(同)は米国の太陽光発電装置の製造事業者と関係があるかのように装い、「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集をしていますが、同製造事業者と3社は一切関係がありませんでした。

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H24. 2. 14 注意喚起	風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関する注意喚起	風力発電開発に係る土地権利	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・エコエネルギー開発(合)は、風力発電に係る具体的な開発計画を有しているかのように説明して、消費者に風力発電に係る土地権利等の販売をしていましたが、同社の説明には実体がないことが判明しました。 ・(株)国際コンサルティング及び(株)日商コンサルティングは、過去の詐欺的商法からの被害回復と上記土地権利等の代理購入とを併せた契約の仲介を勧誘していましたが、当該契約の相手方はその住所地に存在しておらず、被害回復や代理購入の代金補填はありませんでした。
H24. 1. 20 注意喚起	「医療機関債」の勧誘に関する注意喚起	医療機関債	直接受取り	<ul style="list-style-type: none"> ・(医)真匡会(しんこうかい)は、自ら発行する医療機関債の勧誘を行う共同医療事務センター(株)の不適切な勧誘行為を認め、医療機関債の新規発行を中止する旨を説明していたが、共同医療事務センター(株)は、その後もその事実を消費者に伝えず勧誘を行い、成約に当たっては申込日を操作するよう消費者に指示を行っていました。
H23. 10. 21 注意喚起	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起(第2報)	金鉱床採決権区分受益権等	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)RBA、(株)未来企画、(株)ほしの開発、(株)ライフコーポレーション、(株)アールエスエス、(株)双天は、鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有して鉱山の再開発を実施しているかのように勧誘資料に記載し、又は、その旨を説明して、消費者に取引の対象である金鉱床採決権区分受益権等を勧誘していましたが、実際には鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有していないことが判明し、そのことも消費者に説明していませんでした。
H23. 8. 12 注意喚起	「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起	鉱物担保証券等	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)山神鉱床、(株)薩洲鉱山、(株)ビジネスタウン、(同)ヤマト興産、(同)中部産業、(同)天然資源開発コンサルティングは、鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有して鉱山の再開発を実施しているかのように勧誘資料に記載し、又は、その旨を説明して、消費者に取引の対象である金鉱床採決権区分受益権等を勧誘していましたが、実際には鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有していないことが判明し、そのことも消費者に説明していませんでした。

実施日 措置	事案名	取引の対象 とされた商 品等	代金の 扱い	概要
H23. 6. 24 注意喚起	「温泉付有料老人ホームの利用権」の勧誘に関する注意喚起	温泉付有料老人ホームの利用権	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑開発（同）、（同）グリーンアート及び（同）三葉コーポレーションは、箱根温泉付有料老人ホームに関する「アプリコット合同会社」名の勧誘資料を消費者に送付し、温泉付有料老人ホームの利用券を販売していましたが、販売の対象とされる権利の内容など重要な事項の説明は消費者に対して行われていませんでした。また、有料老人ホームの設置・運営については老人福祉法に基づく自治体への届出が必要なところ、建設予定地とされているところについて、同届出は行われていませんでした。
H22. 10. 29 注意喚起	ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する社債を巡る消費者事故等に係る情報提供及び注意喚起	社債	振込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワールド・リソースコミュニケーション（株）は、社債の販売に当たり、消費者に対して「元本は保証する」「価格が〇倍になる」など、本来将来における変動が不確実な価額について断定的判断を提供するような勧誘を行ったり、また、解約を希望する消費者に対して「自己破産をしないと解約できない」などといった消費者を欺く行為を行ったりしていました。

消費者安全法（財産事案）の事務フロー



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一及び二 （略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

6～7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であつて次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

- 一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの
- 二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第12条1項若しくは2項又は29条1項若しくは2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条

1～3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特

に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～8 (略)

(罰則)

第五十一条 第40条2項又は5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第50条及び第51条 1億円以下の罰金
- 二 前2条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。

イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をすることについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ及びニ (略)

三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)